

平成27年度第2回山梨県個人情報保護審議会

次 第

日 時 平成27年7月7日（火）
午前10時30分～12時00分
場 所 恩賜林記念館特別会議室

1 開 会

2 課長あいさつ

3 議 事

(1) 特定個人情報保護評価

(住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び
提供等に関する事務の第三者点検)

(2) 特定個人情報保護評価

(地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務の第三者点検)

(3) その他

4 閉 会



私 文 第 号
平 成 2 7 年 月 日

山梨県知事 後藤 斎 殿

山梨県個人情報保護審議会
会 長 吉澤 宏治

個人情報の保護に関する重要事項について（答申）

平成27年5月28日付け市第786号で諮問がありました次の意見聴取事項について、
別添のとおり答申します。

諮問第21号

「特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について」に係る意見聴取事項

山梨県個人情報保護審議会
事務局
（総務部私学文書課）
電話 055-223-1410

第1 審議会の結論

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第27条に基づいて山梨県知事（以下「実施機関」という。）が作成した「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）については、特定個人情報保護評価指針（平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。）第10の1（2）に定める審査の観点における主な考慮事項（以下「考慮事項」）に照らして点検を行ったところ、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与え得る影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていると認められる。

なお、当審議会は、特定個人情報ファイルの取扱いに係る適正な運用が一層図られるよう次のとおり意見する。

1 業務端末について

業務端末においては、代表端末ほど厳格なセキュリティが確保されていないことから、業務端末の違法な取扱いによる情報漏えいが懸念される。したがって、実施機関は、成りすまし防止等の対策について検討し、本件評価書に記載すべきである。

2 媒体連携について

媒体連携は入退室管理を行うサーバ室内で行うこととされており、その際に用いる記録媒体の管理が適切に行われないと媒体連携全体のセキュリティが低下する。したがって、実施機関は、当該記録媒体に対する厳格な運用管理について本件評価書に記載すべきである。

3 従業者の必要な知識の習得について

「従業者に対する教育・啓発」として、住民基本台帳ネットワークシステムを操作する従業者に対し、研修を実施し、必要な知識の習得及びセキュリティに関する意識の向上を図り、その記録を残すこととされている。しかし、情報セキュリティにおいては、意識の向上以前に知識が必須であることから、講義形式の研修に加え、資格の取得を求めるなど、従業者に必要な知識を習得させることについて、本件評価書に記載すべきである。

4 違反行為をした従業者等に対する措置について

考慮事項においては、「違反行為をした従業者等に対する措置について具体的に記載しているか。」という観点が挙げられていることから、実施機関は、「違反行為をした従業者等に対する措置」について本件評価書に記載すべきである。

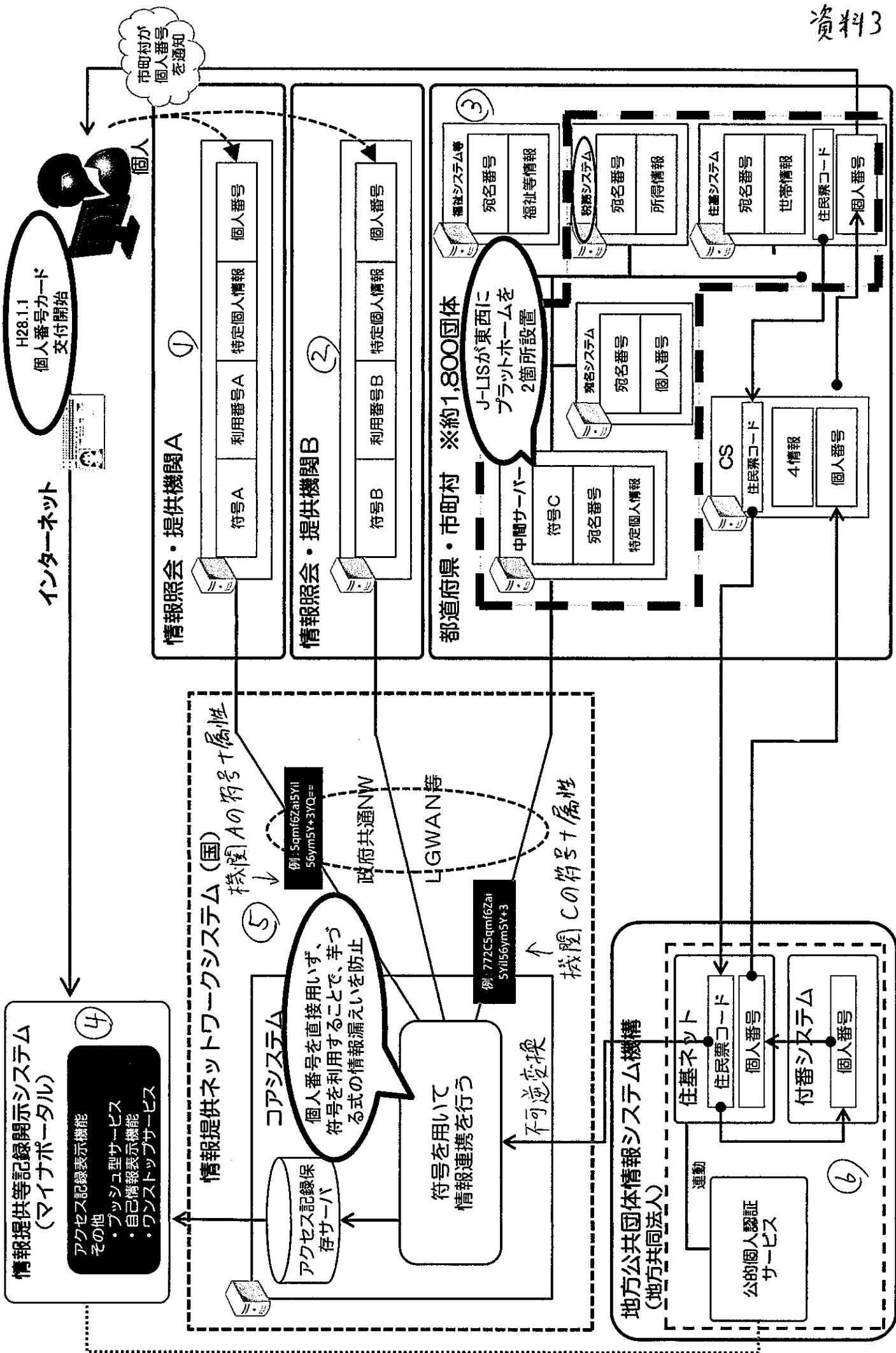
第2 審議経過

年 月 日	審 議 事 項
平成27年 5月28日	○諮問
平成27年 6月 9日	○審議
平成27年 7月 7日	○審議

第3 山梨県個人情報保護審議会委員

氏 名	役 職 名	備 考
吉澤 宏治	弁護士	※ 会 長
坂本 玲子	山梨県立大学教授	
堀内 寿人	弁護士	※ 会長代理
原 敏	山梨学院大学准教授	
市川 由美	元労働委員会事務局長	

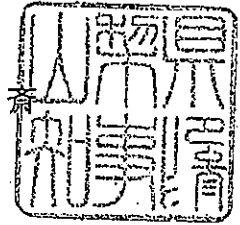
社会保障・税番号制度に係る情報システムの全体像（イメージ）



税 第 6 4 7 号
平成 2 7 年 6 月 4 日

山梨県個人情報保護審議会長 殿

山梨県知事 後藤 斎



個人情報の保護に関する重要事項について（諮問）

山梨県個人情報保護条例第59条第1項第3号の規定により、次の事項について貴審査会の意見を求めます。

1 諮問事項

特定個人情報保護評価に係る全項目評価書について
（評価書名「地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務（全項目評価書）」）

2 理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「番号法」という。）は、特定個人情報ファイルを保有しようとする地方公共団体に対し、特定個人情報保護評価の実施を義務付けています。

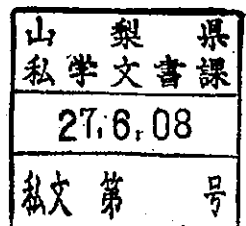
そして、同法及び同法の委任を受けた特定個人情報保護評価に関する規則（以下、「規則」という。）は、対象人数が30万人以上の場合について、全項目評価書に対し、個人情報の保護に関する学識経験のある者を含む者で構成される合議制の機関、当該地方公共団体等の職員以外の者で個人情報の保護に関する学識経験のある者その他指針に照らして適当と認められる者の意見を聴くものとするとしてしています（規則第7条第4項）。

その目的は、①特定個人情報ファイルの適正な取扱いを確保することにより、特定個人情報の漏えいその他の事態の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護すること、②特定個人情報ファイルの取扱いについて個人の権利利益の保護に取り組んでいることを自ら宣言し、講じている措置を具体的に説明することにより、国民・住民の信頼を確保することにあります。

したがって、今回の諮問は、漏えいその他の事態の発生の危険性及び影響に関する評価を自ら実施し、これらの事態の発生を抑止することその他特定個人情報を適切に管理するという特定個人情報保護評価の基本理念に基づき、山梨県個人情報保護審議会の意見を求めるものです。

添付資料

・地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書（案）



特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 (全項目評価書)

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、地方税法等に基づく県税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県は県税の賦課徴収に関わる事務を行うため、山梨県税務システムを使用している。 ・当該システムの運用維持管理業務は外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いに関して必要な事項については、「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を委託契約に含めて締結し、これらの遵守を求めている。 ・また、個人情報の大量漏えい等の脅威に対抗するため「税務システムセキュリティ実施手順書」を定め、人的情報セキュリティ対策、物理的情報セキュリティ対策、技術的情報セキュリティ対策及び運用による情報セキュリティ対策を講じている。
------	--

評価実施機関名

山梨県知事

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

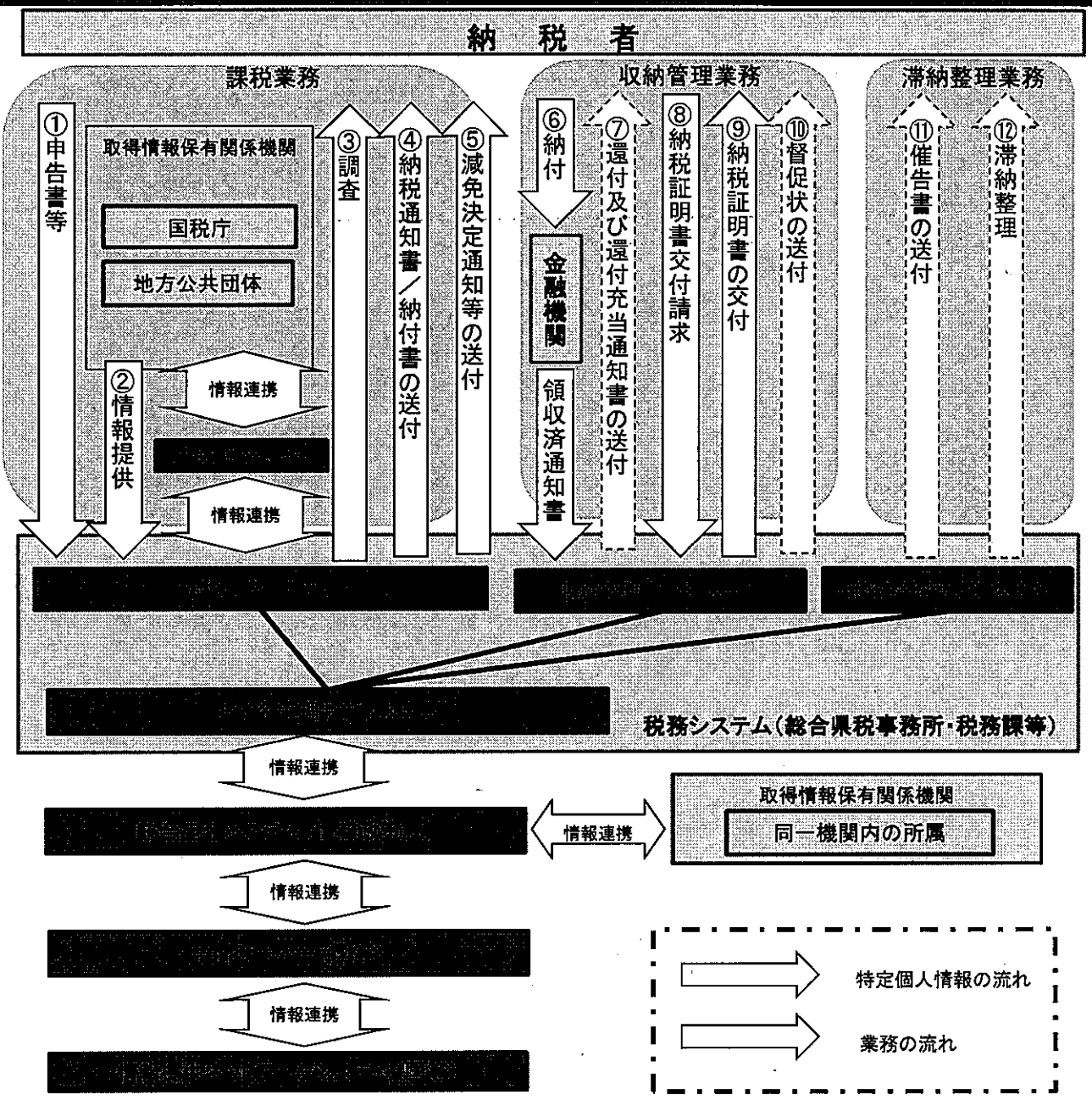
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	<p>(1)統合宛名番号付番機能 既存業務システムから個人番号・業務管理番号等を受け付け、統合宛名番号の発番・紐付けを行う機能</p> <p>(2)宛名情報等管理機能 統合宛名番号を主キーとして保有する情報を適切に管理する機能</p> <p>(3)中間サーバー連携機能 中間サーバーに対して、他団体との情報照会データを連携する機能</p> <p>(4)既存業務システム連携機能 既存業務システムから特定個人情報を受け取り中間サーバーに対して登録する機能</p> <p>(5)符号取得支援機能 中間サーバーに対し、符号取得の処理通番発行依頼を要求する機能</p> <p>(6)共通変換機能 入出力データの形式(文字コード・桁数等)を変換する機能</p> <p>(7)データ送受信機能 既存業務システムと中間サーバーのデータ送受信を行う機能</p> <p>(8)職員認証・権限管理機能 職員認証により、アクセス制御を行い、ユーザー単位にアクセス権限を設定する機能</p> <p>(9)ログ取得機能 個人番号の取扱い等に係わるログを証跡として管理する機能</p> <p>(10)オンライン業務機能 中間サーバー接続端末に代り、画面から情報照会／情報提供を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (中間サーバー)</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>(1)符号管理機能 情報照会に用いる個人の識別子である「符号(※)」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理するための機能</p> <p>(2)情報照会側機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>(3)情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>(4)既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>(5)情報提供記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>(6)情報提供データベース機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能</p> <p>(7)データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェースシステム)との間で、情報照会、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>(8)セキュリティ管理機能 セキュリティを管理するための機能</p> <p>(9)職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>(10)システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p> <p>(※)特定個人情報(連携対象)の照会及び提供には、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

システム4									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバ部分について記載)								
②システムの機能	<p>(1)本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを經由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>(2)都道府県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 自都道府県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供・移転する。</p> <p>(3)本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>(4)機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>(5)本人確認情報検索 都道府県サーバの代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>(6)本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[] その他 ()</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[] その他 ()	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[] その他 ()									
システム5									
①システムの名称	国税連携システム								
②システムの機能	<p>国税庁にe-TAXで申告された所得税申告書等データ及び国税庁に書面で申告された所得税申告書等データを、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて送付するシステムであり、以下の機能を有する。</p> <p>(1)データ受信機能: 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する</p> <p>(2)団体間回送機能: 地方団体から他の地方団体に対して、所得税申告書等データを回送する等の機能を有する。</p>								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[O] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[] 税務システム	[O] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))	
[] 情報提供ネットワークシステム	[] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[] 税務システム								
[O] その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))									

3. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・県税の賦課徴収又は調査に関する事務において個人番号を利用することで、公平・公正かつ効率的な事務運営を実現する必要がある。 ・県税に関する行政手続に個人番号を利用することで、申請、届出その他の事務の合理化を図り、納税者の利便性の向上を実現する必要がある。
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の特定を効率的に行うことで、公平・公正かつ迅速な賦課徴収を行うことができる。 ・県税の減免申請などの手続きにおいて証明書類の添付を省略できるなど、手続の簡素化により納税者の負担を軽減できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の第16項及び第89項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <small><選択肢></small> <small>1) 実施する</small> <small>2) 実施しない</small> <small>3) 未定</small>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 及び 同法別表第二の第28項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長	総務部税務課長 鷹野 正則
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 関係機関等からの情報により申告書等の確認を行う。
- ③ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。
- ④ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑤ ①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑥ 納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。
- ⑦ 納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。
- ⑧ 納税者からの納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。
- ⑨ ⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑩ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑪ ⑫ 督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	県税の公平・公正かつ効率的な賦課徴収を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	(1)個人番号及びその他識別情報 対象者を正確に特定するために保有 (2)基本4情報 ①賦課決定に際し課税要件を確認するため、②納税通知書等の送付先を確認するため、③本人への連絡等のために保有 (3)国税関係情報 課税調査対象者に関する情報を確認し、課税事務を行うために保有 (4)地方税関係情報 地方税の賦課徴収を行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月予定
⑥事務担当部署	山梨県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (情報政策課、市町村課、障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他道府県、市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (国税連携システム)								
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・本人又は本人の代理人から申告等を受ける都度 ・国税庁、他の地方公共団体から税情報等の提供を受ける都度 ・基本4情報、個人番号の確認が必要な都度 (いずれも年間を通じて日次で随時の入手を行っている)								
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・申告等からの情報は、県税の賦課徴収のため、法令に定められた時期・頻度・方法にて本人又は代理人から提供を受ける。 ・国税庁又は他の地方公共団体からは、県税の賦課徴収のため、法令に基づき税情報若しくは減免決定等に必要な情報の提供を受ける。 ・基本4情報及び個人番号は、真正性の確認のため住民基本台帳ネットワークシステムより取得する。 								
⑤本人への明示	地方税法その他の地方税に関する法律及び山梨県県税条例等に基づいた番号利用事務により入手することで、本人に利用目的が明示される。また、情報提供ネットワークによる入手を行う場合は、番号法等によりその利用目的が明示される。								
⑥使用目的 ※	県税の公平・公正かつ効率的な賦課徴収を行うため。								
	変更の妥当性								
⑦使用の主体	使用部署 ※	総務部税務課、総合県税事務所							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: top;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑧使用方法 ※	(1) 課税に係わる業務 課税、減免等の課税管理業務 (2) 収納管理に係わる業務 収納、還付・充当等の収納管理業務 (3) 滞納整理に係わる業務 催告書送付や滞納・処分等の滞納整理業務 (4) あて名管理に係わる業務 納税者のあて名管理業務								
	情報の突合 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・申告書等の内容と、システム内で保有する納税者情報との突合を行う。 ・システム内で保管する納税者情報と、各種機関又は関連システムから入手した情報との突合を行う。 							
	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。							
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	地方税関係情報及び障害者関係情報等により、地方税の賦課・減免決定、滞納処分等を行う。							
⑨使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	山梨県税務システム運用維持管理委託業務	
①委託内容	山梨県税務システムの運用維持管理に係わる委託業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者	
その妥当性	税務システムの開発及び運用業務で実績がある委託先は、県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として必要な範囲の特定個人情報を保有している税務システムの運用維持管理を行うため、県税に係る納税者及び課税調査対象者の情報を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	委託先が決定した際には入札結果(随意契約結果)を公表している。	
⑥委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として禁止されているが、委託先より再委託に関する協議の提出を受けた場合は、内容を審査した上で承認するか判断している。
	⑨再委託事項	税務システムの運用維持管理業務の一部業務

委託事項2		電子申告支援サービス等の提供に関する業務委託	
①委託内容		国税連携システム上の国税連携サービスの提供	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	各税法の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告書の申告者等)で、都道府県に事務所、事業所を有する個人が行う事業のうち、地方税法に定められている事業(法定業種)の課税調査対象者	
	その妥当性	国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データの提供を国税庁から受けている。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には入札結果(随意契約結果)を公表している。	
⑥委託先名		入札結果(随意契約結果)のとおり。	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として禁止されているが、委託先より再委託に関する協議の提出を受けた場合は、内容を審査した上で承認するか判断している。	
	⑨再委託事項	国税連携システム利用のための環境の維持管理	

委託事項3		税務システムデータエントリー業務委託
①委託内容		県税データ作成及び入力帳票等の配達業務
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲 ※	不動産取得税に係る納税者	
その妥当性	システム入力業務を行うために、必要な範囲の特定個人情報について、委託先で取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には入札結果(随意契約結果)を公表している。
⑥委託先名		株式会社ワイ・シー・シー・データエントリー
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	原則として禁止されているが、委託先より再委託に関する協議の提出を受けた場合は、内容を審査した上で承認するか判断している。
	⑨再委託事項	県税データ作成及び入力帳票等の配達業務の一部

委託事項4		自動車税納税通知書作成等業務委託
①委託内容		自動車税定期賦課納税通知書の帳票作成等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]
	対象となる本人の範囲 ※	自動車税の納税者
	その妥当性	コンビニ収納が可能な様式によるフォーム印刷を大量に短期間で行う必要があるため、特定個人情報ファイルの一部を委託先に提供する必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人未満]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[]専用線 []電子メール [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
⑤委託先名の確認方法		委託先が決定した際には入札結果(随意契約結果)を公表している。
⑥委託先名		入札結果(随意契約結果)のとおり。
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]
	⑧再委託の許諾方法	原則として禁止されているが、委託先より再委託に関する協議の提出を受けた場合は、内容を審査した上で承認するか判断をしている。
	⑨再委託事項	自動車税納税通知書作成等委託業務の一部

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (2) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	個人事業税の賦課及び徴収
③提供する情報	山梨県で賦課しない者に関わる所得税申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	山梨県に事務所、事業所がなく他の都道府県に課税権のある個人事業税の課税調査対象者等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (国税連携システム→LGWAN→地方税ポータルセンター→LGWAN)
⑦時期・頻度	対象となる情報を取得する都度
提供先2～5	
提供先2	国、他の都道府県及び市町村
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第12号
②提供先における用途	国税及び地方税の賦課徴収事務等
③提供する情報	県税の賦課徴収に関する情報を認められた範囲内で提供する
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	県税の納税者及び課税調査対象者
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	国、他の都道府県及び市町村へ通知等を行う必要が生じた都度

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<税務システムデータベースファイル>

■あて名管理

【共通番号マスタ】

1. 事務所コード、2. 事務所名称、3. 事務所略称、4. 納税者番号、5. 共通情報履歴連番、6. 共通番号、7. 支店番号、8. 人格区分コード、9. 人格区分名称、10. 法人格コード、11. 法人格名称、12. 法人格前後コード、13. 法人格前後名称、14. 氏名名称、15. 通称名、16. アルファベット氏名、17. 氏名名称カナ、18. 通称名カナ、19. アルファベット氏名カナ、20. 市町村コード、21. 住所、22. 開始年月日、23. 性別、24. メモ、25. 住民票コード、26. 氏名外字数、27. 氏名外字ファイル、28. 住所外字数、29. 住所外字ファイル、30. 真正性確認状態、31. 真正性確認年月日、32. 共通番号取得源コード、33. 共通番号取得源名称、34. 一括照会状態、35. 一括照会年月日、36. 登録年月日、37. 登録事務所コード、38. 登録税目コード、39. 登録事由コード、40. 異動年月日、41. 異動事務所コード、42. 異動税目コード、43. 異動事由コード、44. 統合宛名番号、45. 団体統合あて名フラグ、46. 統合宛名連携年月日、47. 論理削除フラグ、48. 予備項目、49. 格納通番、50. 更新ID情報、51. 処理年月日、52. 更新日時、53. 削除フラグ

【納税者マスタ】

1. 事務所コード、2. 事務所名称、3. 事務所略称、4. 納税者番号、5. 人格区分コード、6. 人格区分名称、7. 検索用氏名名称カナ、8. 氏名名称カナ、9. 法人格コード、10. 法人格名称、11. 法人格略称、12. 法人格前後コード、13. 法人格前後名称、14. 検索用氏名名称、15. 氏名名称、16. 脚書、17. 住所コード、18. 郵便番号、19. 住所、20. 番地、21. 方書、22. カスタマバーコード、23. 電話番号、24. FAX番号、25. 生年月日、26. 死亡廃業解散日、27. 注意コード1、28. 注意名称1、29. 注意コード2、30. 注意名称2、31. 事務所登録情報、32. 登録事務所コード、33. 異動事務所コード、34. 異動事務所名称、35. 異動事務所略称、36. 異動税目コード、37. 異動税目名称、38. 異動税目略称、39. 異動事由コード、40. 異動事由名称、41. 登録変更区分コード、42. 登録変更区分名称、43. 異動年月日、44. 編集後名称、45. 編集後住所、46. メールアドレス、47. 外国人フラグ、48. 国籍コード、49. 格納通番、50. 更新ID情報、51. 処理年月日、52. 更新年月日、53. 削除フラグ

【納税者履歴マスタ】

(納税者マスタに同じ)

【課税客体マスタ】

1. 事務所コード、2. 事務所名称、3. 事務所略称、4. 調定事務所コード、5. 調定事務所名称、6. 調定事務所略称、7. 税目コード、8. 税目名称、9. 税目略称、10. 課税番号、11. 検索用氏名名称カナ、12. 氏名名称カナ、13. 法人格コード、14. 法人格名称、15. 法人格略称、16. 法人格前後コード、17. 法人格前後名称、18. 検索用氏名名称、19. 氏名名称、20. 脚書、21. 住所コード、22. 郵便番号、23. 住所、24. 番地、25. 方書、26. カスタマバーコード、27. 電話番号、28. FAX番号、29. 送付先区分、30. 送付先名称、31. 状態コード、32. 状態名称、33. 除却理由コード、34. 除却理由名称、35. 除却年月日、36. 開始申請日、37. 開始年月日、38. 廃業申請日、39. 廃業年月日、40. 送付先有無フラグ、41. 納税振替口座有無フラグ、42. 還付口座有無フラグ、43. 納貯組合有無フラグ、44. 返戻履歴有無フラグ、45. 補助記録有無フラグ、46. 標識コード、47. 標識名称、48. 登録番号、49. 事務所登録情報、50. 異動事務所コード、51. 異動事務所名称、52. 異動事務所略称、53. 異動税目コード、54. 異動税目名称、55. 異動税目略称、56. 異動事由コード、57. 異動事由名称、58. 登録変更区分コード、59. 登録変更区分名称、60. 異動年月日、61. 編集後名称、62. 編集後住所、63. 格納通番、64. 更新ID情報、65. 処理年月日、66. 更新年月日、67. 削除フラグ

【課税客体履歴マスタ】

(課税客体マスタに同じ)

【納税者管理マスタ】

1. 事務所コード、2. 納税者区分、3. 納税者区分名称、4. 課税番号、5. 税目コード、6. 税目名称、7. 税目略称、8. 納税者番号、9. 被相続納税者番号、10. 開始年月日、11. 終了年月日、12. レコード状態フラグ、13. 異動事務所コード、14. 異動事務所名称、15. 異動事務所略称、16. 異動税目コード、17. 異動税目名称、18. 異動税目略称、19. 異動事由コード、20. 異動事由名称、21. 登録変更区分コード、22. 登録変更区分名称、23. 異動年月日、24. 格納通番、25. 更新ID情報、26. 処理年月日、27. 更新年月日、28. 削除フラグ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税務システムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の法令で定められた範囲のみにおいて、地方税法等により定められた手続・様式により取得するため、納税者本人の情報を取得することとなる。また、他機関から入手する情報も、これらの法令で定められた範囲・方法による取得に限定する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	法令で定められた様式を納税者本人に示すことで、記載項目以上の情報を入手することの防止に努める。また、他機関から入手する情報は法令で定められる様式等により、システム及びファイルで入手する場合は標準的レイアウトにより提供を受け取るため、必要以上の情報を入手することができない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	法令で定められた手続・様式により特定個人情報の入手を行うことで、その用途を本人に明示し、本人についての必要な情報のみを入手する。他機関から情報を入手する際も同様に、法令で定められた手続・様式及びデータ標準などにより授受をすることで、不必要な情報を入手すること及び必要な情報を不正な方法で入手することを防止する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<本人から個人番号の提供を求める場合の措置> 番号法等の法令に基づき、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で確認する方法により行う。 <代理人から個人番号の提供を求める場合の措置> 番号法等の法令に基づき、委任状等で代理権の確認を行うとともに、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類で代理人の本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	番号法等の法令に基づき、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し等の書類で確認する方法により行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・山梨県に提出された申告書等に記載される内容は、個人番号カード、運転免許証及び旅券等の書類などにより確認し、保存期間の範囲で原本を保管する。また、これらの情報は税務システム内の税情報等との突合及びその他の調査により随時の確認と修正を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当名及び所在地を明示し、当該所在地あての送付を案内する。 ・他機関から情報を入手する際は、総合行政ネットワークなどの専用線を利用するか、受け渡しを証する書面により暗号化された電子記録媒体により行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	業務に関係の無い情報にアクセスできないよう、職員認証及び権限管理機能によりアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	税務システム及び国税連携システムでは、税務に関係の無い情報を保有していないため、税務以外の情報との紐付けは行われない。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	税務システムでは個人ごとにユーザーIDを割り当てを行い、そのログインにはID及びパスワードによる認証を行っている。ログインに必要なパスワードは税務システムセキュリティ実施手順に従い堅牢なものを設定し、厳重な管理と定期的な変更を義務付けている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	税務システム管理者は発令などにより異動となる職員を確認し、ユーザーIDの発行、失効又は権限の変更を行っている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザーIDは、操作者の所属及び担当業務により、各サブシステムごと(税目・機能単位)で設定される。さらに、個人番号については、個別にアクセス制限なし・参照権限あり・登録権限あり・削除権限ありの別に設定している。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	ログイン・ログアウトした記録(ユーザーID、日時、選択したオンライン処理)及びサーバへログイン・ログアウトした記録(ユーザーID、日時)は5年間保存する。保存期間経過後は、税務システム管理者の承認を得て破棄する。また、定期的にサーバに侵入事跡がないか確認している。
その他の措置の内容	税務システムの運用状況等については、運用維持管理業務者と、少なくとも月に1回会議を開き、運用維持の分析・検討を行い、必要な措置を講じている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	税務システムセキュリティ実施手順書で、税務情報の持ち出しの制限や業務外利用の禁止を定め、その遵守を求めている。また、研修において税務システム担当者によるログの監視等が行われることを周知し、業務外での利用を抑制している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	税務システム内の特定個人情報は業務担当者の画面操作より照会・更新することは可能であるが、ファイル形式で抽出することはできない。業務上の必要からファイル形式での作業を行う場合は、システム管理担当者が目的達成に最低限必要な範囲でこれを出力・加工し、PDF化するなど可能な限り可用性を無くし、業務担当者にこれを受け渡す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--	--

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託先の選定においては、プライバシーマーク及びISMS取得の事実の有無などから情報管理体制整備の確認を行っている。また、委託先と取り交わす契約において「個人情報保護に係る責任体制報告書」の提出を義務付け、セキュリティ責任者及び作業従事者の報告を受けている。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している	2) 制限していない
具体的な制限方法	委託先と取り交わす契約において「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」の遵守を求め、これらの中で、業務従事者の特定や書面での報告及び情報取得の制限を定めている。		
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・委託先から作業実績等の記録の提出や報告を受けている。 ・電子記録媒体により情報の授受を行う場合は書面等で記録を残す。		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先は県の事前の承認を受けた場合を除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者への提供をしてはならない。また、県の事前の承認を受けた場合を除き、受託業務の第三者への委託は原則として禁止されている。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に特定個人情報が記録された資料等を提供する際は、提供を確認する通知又は引渡書などを書面にて引き渡す。		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	「情報セキュリティに関する特記事項」において、委託業務終了後に、県から提供を受けた特定個人情報が記録された資料の返却等を義務付けている。		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
規定の内容	秘密の保持、事務従事者への周知、作業場所・作業従事者の限定、漏えい・滅失又はき損の防止、保管場所、複写又は複製の禁止、業務終了後の返却、適法かつ公正な方法による取得、利用及び提供の制限、再委託の禁止、取扱いの調査、必要な指示、事故等の報告、個人情報保護方針の策定		
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	原則として再委託は禁止しているが、事前に協議がなされた場合、情報保護管理体制を含め、再委託の内容や再委託先の妥当性判断を行った上で承認を行うことで例外的に認めている。また、委託先事業者が再委託をするときは、再委託先事業者をして個人情報取扱特記事項により委託先事業者が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	国税連携システムにより他都道府県へ特定個人情報を提供する場合は、当該提供の記録をシステム上で管理している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	国税連携システムを利用した特定個人情報の提供については操作手引書等に記載されている方法に基づき、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンターへの送信を行っている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	特定個人情報の提供は、国税連携システムのみにより他都道府県へ行われるが、この場合は操作手引書等に従って提供を行うこととしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	国税連携システムにより他都道府県へ特定個人情報を提供する場合は、システムの仕様上、他都道府県以外に提供はできず、また、不必要な情報を提供することもできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><県税事務の運用における措置> 番号法別表第二において情報連携を認められた業務に従事する者のみに統合宛名システム及び中間サーバーのIDを付与するなど、必要最小限の職員の利用を認める。</p> <p><統合宛名システムのソフトウェアにおける措置> 統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><統合宛名システムの運用における措置> 統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映する。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録することで、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名システムにおける措置> 統合宛名システムは自機関向けの中間サーバーとだけ、通信及び特定個人情報の入手のみを実施できるように設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名システムのソフトウェアにおける措置> 統合宛名システムは照会対象者に付番された正しい個人番号(個人番号の真正性確認は、「Ⅲ. 2. リスク3」を参照)に基づき、団体内統合宛名番号を付番してインターフェースシステムにより処理通番等を入手した上で、情報提供用個人識別符号の取得依頼ができるよう設計されているため、照会対象者の個人番号に基づき正確に情報提供用個人識別符号の紐付けが行われることから、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><統合宛名システムのソフトウェアにおける措置> ①情報照会が完了又は中断した情報照会結果などについては、一定期間経過後に当該結果を自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい、紛失するリスクを軽減している。 ②統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><統合宛名システムの運用における措置> 統合宛名システムの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容を記録することで、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><統合宛名システムのソフトウェアにおける措置></p> <p>①統合宛名システムの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑止する。</p> <p>②統合宛名システムは自機関向けの中間サーバーとだけ通信及び特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されているため、安全性が担保されている。</p> <p>③統合宛名システムと自機関向けの中間サーバーの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p><統合宛名システムの運用における措置></p> <p>統合宛名システムの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務システムにおける措置> ①税務システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ②サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③全てのサーバ機器に係る電源については、常時給電型無停電電源装置を設置している。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> 中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p><税務システムにおける措置> ①ログインにはIDとパスワードによる認証を必要としている。 ②税務システムを構成するサーバ及び端末に対し、ウイルス対策ソフトを導入し常時起動させるとともに、ウイルス定義ファイルを最新の状態に更新している。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④サーバへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断するとともに、プログラムによりアクセス制御をしており、システム管理者から許可を得たもの以外は、サーバを参照・更新・消去することができない仕組みとなっている。</p> <p><中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
	その内容	
	再発防止策の内容	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
	具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。
	その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	税務システム内の特定個人情報は、賦課・徴収事務及び随時の調査により情報で更新を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	・保存の必要がある年数を経過し、不要となった課税データ等を抽出・消去等を行う。 ・申請書等の紙媒体については、専門業者による溶解処理を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p><税務システムにおける措置> 「山梨県情報セキュリティポリシー」に基づき、年に1回「情報システムの情報セキュリティに係る自己点検票」による自己点検を行っている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について自己評価を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p><税務システムにおける措置> 「山梨県情報セキュリティポリシー」に基づき、情報セキュリティ幹事課による監査を受けている。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンター(eLTAX)については、協議会において、毎年度情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p><税務システムにおける措置> ・初任者研修において、マイナンバー制度及び情報セキュリティに関する研修を実施する。 ・各所属の情報セキュリティ担当者が中心となり、毎年度、情報セキュリティに係わる研修を実施する。</p> <p><国税連携システムにおける措置> 一般社団法人地方税電子化協議会が実施しているセキュリティ研修会及び研修資料により担当者の研修を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	山梨県総務部県民情報センター 〒400-0031 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号:055(223)1408 ファックス番号:055(223)1409 利用時間:8時30分～17時00分 閉館日:土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)
②請求方法	山梨県個人情報保護条例に基づいて開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	—
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 請求及び閲覧は無料。写しの交付等については実費相当額の納付を要する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っていない] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	山梨県総務部税務課システム管理担当 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁北別館4館) 電話番号:055(223)1388 ファックス番号:055(223)1390
②対応方法	問合せの内容について記録する。

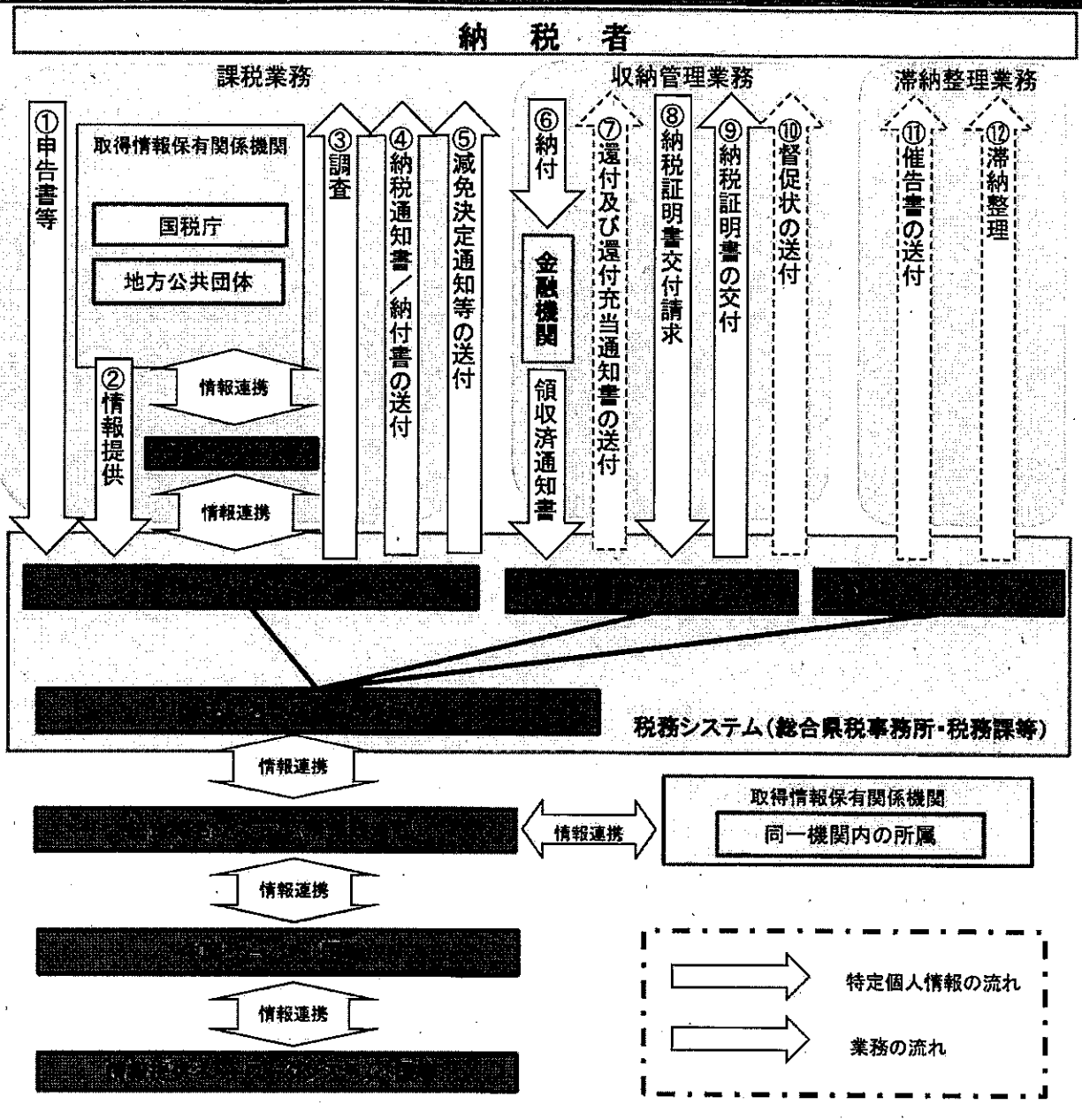
VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	県民意見提出制度実施要綱に基づき実施する。
②実施日・期間	平成27年4月23日(木)～平成27年5月22日(金)
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 関係機関等からの情報により申告書等の確認を行う。
- ③ 必要に応じて納税者や申告書等の内容について調査を行う。
- ④ ①～③により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。
- ⑤ ①～③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。
- ⑥ 納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。
- ⑦ 納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付充当通知書の送付と超過額の還付を行う。
- ⑧ 納税者からの納税証明書交付請求書を受け付け、確認を行う。
- ⑨ ⑧に係る納税証明書を納税者に交付する。
- ⑩ 納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。
- ⑪ ⑩督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。
- ⑫ ⑪督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、催告書の送付や滞納整理を行う。

地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書の概要

<h2>I 基本情報</h2> <p>○ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 (事務の内容及びシステムの概要については、別図のとおり(評価書P.7))</p> <p>○ 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム ・ 統合型システム ・ 中層サーバー ・ 住民基本台帳ネットワークシステム(※都道府県サーバー部分) ・ 国税連携システム</p> <p>○ 情報提供ネットワークシステムによる情報連携実施する。</p>	<h2>II 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</h2> <p>特定個人情報ファイルの入手におけるリスク対策</p> <p>○ 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ・ 法令等で定められた手続・様式を納税者本人に示すことで、対象者以外の情報及び記載項目以上の情報の取得を防止する。 ・ 納税者本人からは法令で定められた様式により、他機関からは法令等で定められた方法によりそれぞれ入手する。</p> <p>○ 不適切な方法で入手が行われるリスクへの対策 ・ 法令等で定められた手続・様式により入手を行うことで、その用途を本人に明示し本人についての必要な情報のみを入力する。 ・ 他機関から法令等で定められた方法により授受することで、不必要な情報の入手及び不正な方法での入手を防止する。</p> <p>○ 入手した特定個人情報情報が不正であるリスクへの対策 ・ 番号法等で定められた本人確認及び真正性確認を行う。 ・ 申告書等の内容は個人番号カード等の書類などにより確認し、保存期間の範囲で原本を保管する。申告書等の情報は随時、調査による確認と修正を行う。</p> <p>○ 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクへの対策 ・ 本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送等の場合は送付を受ける担当者等を示す。他機関からの入手は専用線、または、暗号化された媒体により行う。</p> <p>特定個人情報情報の使用におけるリスク対策</p> <p>○ 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ・ 国税連携システム及び国税連携システムでは、税務に無関係の無い情報を保有していないため、税務以外の情報との紐付けは行われない。</p> <p>○ 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策 ・ 職員ごとにユーザーIDの割り当てとパスワードによる認証を行い、異動のたび発行、失効又は権限の変更を行う。個人番号の利用については新たな権限の設定を行う。また、サーバーへの侵入事跡の定期的な確認を行う。</p> <p>○ 従業者が事務外で使用されるリスクへの対策 ・ 税務情報の持ち出しの制限等を定め、その遵守を求めている。また、ログの監視等が行われていることを周知し、業務外での利用を抑制している。</p> <p>○ 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策 ・ 業務担当者から特定個人情報ファイル形式での作業を行う場合は、システム管理担当者最低限必要な範囲でこれを出力する。</p> <p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるリスク対策</p> <p>○ 情報保護管理体制の確認等 ・ 委託先の選定において情報管理体制整備の確認を行っている。 ・ 委託先と取り交わす契約において「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ」に関する特記事項の遵守を定め、業務従事者の特定、作業実績等の記録の提出・報告、消去のルール、再委託の禁止、その他個人情報ファイルの取扱いについて規定している。</p>	<h2>III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策</h2> <p>特定個人情報情報の提供・移転・移動におけるリスク対策</p> <p>○ 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策 ・ 国税連携システムにより他都道府県に特定個人情報情報を提供する場合は、操作手引書等に記載されている方法に基づき送信し、当該提供の記録を残している。</p> <p>○ 不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの対策 ・ 国税連携システムの手続き上、他都道府県以外に提供はできず、また、不必要な情報を提供することもできない。</p> <p>○ 誤った情報を提供・移転してしまいうリスク、誤った相手に提供・移転してしまいうリスクへの対策 ・ 国税連携システムの操作手引書等に従って提供を行うこととしている。</p> <p>情報提供ネットワークシステムとの連携におけるリスク対策</p> <p>○ 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ・ 必要最小限の職員に権限を付与し、ログインの際にも時刻及び操作内容等を記録する。また、番号法上認められた情報連携以外の照会を行うことができない。</p> <p>○ 安全性が保たれない方法によって入手が行われるリスクへの対策 ・ 特定の通信先から、特定の方法・回線によってのみ入手が可能であるなどの設計により、安全性が確保されている。</p> <p>○ 入手した特定個人情報情報が不正であるリスクへの対策 ・ 正しい個人番号と、これに正確に紐付けられた情報提供個人識別符号により照会が行われるため、正確な照会対象者に係る特定個人情報が入手できる。</p> <p>○ 入手の際に特定個人情報情報が漏えい・紛失するリスクへの対策 ・ 情報照会が完了又は中断した照会結果は、一定期間経過後に自動削除される等の対策が行われている。</p> <p>特定個人情報情報の保管・消去におけるリスク対策</p> <p>○ 特定個人情報情報の漏えい・滅失・毀損のリスクへの対策 ・ サーバ機器等について設置場所への入退室管理、アクセス制御等を行う。</p> <p>○ 特定個人情報情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの対策 ・ 賦課・徴収事務及び随時の調査により更新を行う。</p> <p>○ 特定個人情報情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの対策 ・ データの消去等、紙媒体の溶解処理等を行う。</p>	<h2>IV その他のリスク対策</h2> <p>○ 監査 ・ セキュリティポリシー等に基づき自己点検及び監査を実施している。</p> <p>○ 従業者に対する教育・啓発 ・ 初任者研修において、マイナンバー制度及び情報セキュリティに関する研修を実施する。また、各所属での毎年度の情報セキュリティに関する研修、一般社団法人地方税電子化協議会が実施するセキュリティ研修会及び研修資料による研修を行っている。</p>	<h2>V 開示請求、問合せ</h2> <p>○ 特定個人情報開示・訂正・利用停止請求 ・ 県民情報センター等で個人情報保護条例に基づき開示請求等を受け付ける。</p> <p>○ 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ・ 総務部税務課システム管理担当</p>
---	--	---	--	--

事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務
-------	------------------------

I 全体的な事項

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
(1) しきい値判断に誤りはないか。	-	-	-	-	問題は認められない 対象人数が30万人以上に該当するため、全項目評価を実施することは、指針に適合している。
(2) 適切な実施主体が実施しているか。	-	1. 評価実施機関が複数存在し、取りまとめの評価実施機関が評価書を作成・提出する場合に、取りまとめ以外の全ての評価実施機関について記載しているか。	-	-	問題は認められない 番号法、特定個人情報保護評価に関する規則及び特定個人情報保護評価指針において、山梨県知事が特定個人情報ファイルを保有しようとするときは特定個人情報保護評価の実施が義務付けられており、税務システムデータベースファイルを山梨県知事が保有するものであるから、実施主体は適切である。
(3) 公表しない部分は適切な範囲か。	-	-	-	-	問題は認められない 評価書の内容は全て公表することとしている。
(4) 適切な時期に実施しているか。	-	-	-	-	問題は認められない 特定個人情報保護評価指針第6の1(1)ウの経過措置により、指針の適用の日(平成26年4月20日)から6月を超えない範囲でシステムの開発におけるプログラミングを開始する場合は、プログラミング開始後、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することができる。税務システムのプログラミングは経過措置期間中にプログラミングを始めていることから、特定個人情報ファイルを保有する前に特定個人情報保護評価を実施することが必要であるところ、山梨県知事における特定個人情報ファイルの保有は、平成27年10月であることから、特定個人情報保護評価の実施時期は適切である。
(5) 適切な方法で広く国民の意見を求め、得られた意見を十分考慮した上で必要な見直しを行っているか。	-	-	-	-	問題は認められない 県民への意見募集については、山梨県のホームページ等において平成27年4月23日から平成27年5月22日までの30日間実施しており、意見募集の方法は、適切である。
(6) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定個人情報保護評価書様式で求められる全ての項目について検討し、記載しているか。	-	-	-	-	問題は認められない 地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務について、「Ⅰ基本情報」、「Ⅱ特定個人情報ファイルの概要」、「Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」、「Ⅳその他リスク対策」、「Ⅴ開示請求、問合せ」及び「Ⅵ評価実施手続」について、求められる事項を具体的に分かりやすく記載している。
(7) 記載された特定個人情報保護評価の実施を担当する部署は、特定個人情報保護評価の対象となる事務を担当し、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができるか。	-	-	-	-	問題は認められない 地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務は総務部税務課が所管しており、特定個人情報保護評価の対象となる事務を行うに当たって、リスクを軽減させるための措置の実施に責任を負うことができる部署である。
		2. 評価対象の事務全体の概要及びその中で特定個人情報ファイルを使用して実施する事務の内容を具体的に記載しているか。	P3	I 1. ②	問題は認められない
		3. 当該システムが実現する機能の名称とその概要を具体的に記載しているか。	P3 ~ P5	I 2. ②	問題は認められない

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的に当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか。	① 特定個人情報ファイルを取り扱う事務やその事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載しているか。	4. 当該システムと情報をやり取りするシステムを全て記載しているか。	P3 ~ P5	I 2. ③	問題は認められない	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務について、具体的に分かりやすく記載している。 また、別添1の事務フロー図及び備考では、事務において取り扱う情報の流れが明記されており、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムについて、基本情報を具体的に分かりやすく記載している。
		5. 特定個人情報ファイルを取り扱うことが評価対象の事務を実施する上で必要であることを、事務の流れに即して具体的に説明しているか。	P6	I 4. ①	問題は認められない	
		6. 評価対象の事務において特定個人情報ファイルを取り扱うことにより、期待されるメリットについて幅広く具体的に記載しているか。	P6	I 4. ②	問題は認められない	
		7. 事務に関わる者、事務において使用するシステム、事務において取り扱う情報の流れを具体的に記載しているか。	P7	I (別添)	問題は認められない	
(9) 特定個人情報ファイルを取り扱うプロセスにおいて特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを、特定個人情報保護評価の対象となる事務の実態に基づき、特定しているか。	-	-	P17 ~ P26	Ⅲ、Ⅳ	問題は認められない	全項目評価書に例示されている各リスクにどのように対応しているかを具体的に分かりやすく記載している。
(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か。 (11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なもののか。	⑨ 特定個人情報ファイルの取扱いについて自己点検・監査や従業員に対する教育・啓発を行っているか	70. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、評価の実施を担当する部署自らが、どのように自己点検するか具体的に記載しているか	P26	Ⅳ 1. ①	問題は認められない	自己点検について、税務システムにおいては「山梨県情報セキュリティポリシー」に基づき年に1回「情報システムの情報セキュリティに係る自己点検票」による自己点検を行っていること、接続する国税連携システム及び中間サーバー・プラットフォームにおいても自己評価又は自己点検を行うこととしている。また、税務システムにおいては、山梨県情報セキュリティポリシーに基づき情報セキュリティ幹事課による監査を受けていること、接続する国税連携システムにおいては、毎年度セキュリティ監査を実施していること、中間サーバー・プラットフォームにおいても定期的監査を行うなど、具体的に記載されている。 従業員に対する教育・啓発について、税務システムにおいては初任者研修の際にマイナンバー制度及び情報セキュリティに関する研修を実施すること、情報セキュリティ担当者が中心となり毎年度情報セキュリティ研修を実施すること、国税連携システムにおいては一般社団法人地方電子化協議会が実施しているセキュリティ研修会の資料により研修を行っていること、中間サーバー・プラットフォームにおける措置においてはセキュリティ研修等を実施することなど具体的に記載している。
		71. 評価書に記載したとおりに運用がなされていること等について、どのように監査するか具体的に記載しているか	P26	Ⅳ 1. ②	問題は認められない	
		72. 特定個人情報を取り扱う従業員等に対する教育・啓発や違反行為をした従業員等に対する措置について具体的に記載しているか	P26	Ⅳ 2.	問題は認められない	
		73. 国民・住民等からの意見聴取により得られた意見を踏まえて評価書のどの箇所をどのように修正したかを具体的に記載しているか	P28	Ⅵ 2. ⑤	該当なし	
(12) 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言は、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なもののか。	-	-	P1	表紙	問題は認められない	個人情報の大量漏えい等の脅威に対抗するため「税務システムセキュリティ実施手順書」を定め、人的情報セキュリティ対策、物理的情報セキュリティ対策、技術的情報セキュリティ対策および運用による情報セキュリティ対策を実施することを具体的にかつ明確に特記事項として記載した上で、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、宣言している。

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
-------	--------	------------	------	------	----

II 特定個人情報ファイル

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
		8. 対象となる国民・住民の特定個人情報を特定個人情報ファイルにおいて保有することが事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P8	II 2. ③	問題は認められない	
		9. 主な記録項目について、保有する理由をそれぞれ具体的に記載しているか。	P8	II 2. ④	問題は認められない	
		10. 特定個人情報の入手に係る妥当性を具体的に記載しているか。	P9	II 3. ④	問題は認められない	
		11. 特定個人情報の入手の事実及び使用目的が本人に示されていることを具体的に記載しているか。	P9	II 3. ⑤	問題は認められない	
		12. 特定個人情報を使用する理由を具体的に記載しているか。	P9	II 3. ⑥	問題は認められない	
		13. 特定個人情報ファイルに記録される情報を他から入手する際の突合の内容、特定個人情報ファイルに記録された情報と他の情報との突合の方法や突合の理由を具体的に記載しているか。	P9	II 3. ⑧	問題は認められない	
		14. 特定個人情報を用いた統計分析を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P9	II 3. ⑧	問題は認められない	
		15. 特定個人情報を使用することにより国民の権利利益に影響を与え得る決定を行う場合は、その内容を具体的に記載しているか。	P9	II 3. ⑧	問題は認められない	
		16. 委託先に当該特定個人情報ファイルを取り扱わせることが必要な理由を具体的に記載しているか。	P10 ~ P13	II 4. ②	問題は認められない	
		17. 委託先を国民・住民等が確認できるか否か、確認できる場合はどのように確認できるか、確認できない場合はそのような取扱いが評価対象の事務を実施する上で必要な理由を具体的に記載しているか。	P10 ~ P13	II 4. ⑤	問題は認められない	
(8) 特定個人情報保護評価の対象となる事務の内容の記載は具体的か当該事務における特定個人情報の流れを併せて記載しているか	② 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要 (特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載しているか。				特定個人情報を保有する理由について、申告等からの情報は、県税の賦課徴収のため、法令に定められた時期・頻度・方法にて本人又は代理人から提供を受けること、国税庁または他の地方公共団体からは、県税の賦課徴収のため、法令に基づき税情報若しくは減免決定に必要な情報の提供を受けること、基本4情報(住所・氏名・生年月日・性別)及び個人番号は、真正性の確認のため住民基本台帳ネットワークシステムから取得する必要があることを明確に記載している。 また、特定個人情報の使用目的についても、県税の公平・公正かつ効率的な賦課徴収を行うために必要であることを明確に記載しているなど、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスの概要(特定個人情報の入手・使用、特定個人情報ファイルの取扱いの委託、特定個人情報の提供・移転、特定個人情報の保管・消去)について、具体的に分かりやすく記載している。	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
		18. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託するに当たって、どのような手続・方法によるかを具体的に記載しているか。	P10 ~ P13	II 4. ⑧	問題は認められない
		19. 提供した特定個人情報が、提供先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P14	II 5. ②	問題は認められない
		20. 移転した特定個人情報が、移転先において、いかなる目的で、どのように使用されることになるかを具体的に記載しているか。	P14	II 5. ②	該当なし
		21. 特定個人情報の保管場所の態様及び保管場所への立入り制限・アクセス制限について具体的に記載しているか。	P15	II 6. ①	問題は認められない
		22. 特定個人情報の保管期間は妥当であるか。また、その理由を具体的に記載しているか。	P15	II 6. ②	問題は認められない
		23. 保管期間を経過した特定個人情報を消去する方法を具体的に記載しているか。	P15	II 6. ③	問題は認められない

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
③ 特定個人情報の入手について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。		24. 評価対象の事務を遂行する上で必要な者以外の者の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P17	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	特定個人情報の入手について、必要な情報以外を入手することを防止するための措置として、法令で定められた様式を納税者本人に示すことで、記載項目以上の情報を入手しないこと、他機関から入手する情報は法令で定められている様式等により、システム及びファイルで入手する場合は標準レイアウトにより提供を受けるため、必要以上の情報は入手できない仕組みになっている等の対策を行っていることを具体的に記載している。 また、特定個人情報の漏えい・紛失を防止するため、特定個人情報を入手する場合は、本人から直接書面で受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当名及び所在地を明示し、当該所在地宛での送付を案内すること、他機関から情報を入手する際は、総合行政ネットワークなどの専用線を利用するか、受け渡しを証する書面により暗号化された電子記録媒体によって行う等等、特定個人情報保護評価の目的に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。
		25. 事務を遂行する上で必要な情報以外の特定個人情報を入手しないよう講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P17	Ⅲ 2. リスク1:	問題は認められない	
		26. 特定個人情報の入手に際して、適切な方法で入手するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P17	Ⅲ 2. リスク2:	問題は認められない	
		27. 特定個人情報を入手する際に、その特定個人情報が本人の情報であることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P17	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		28. 入手した個人番号が本人の個人番号で間違いのないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P17	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		29. 特定個人情報を入手した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P17	Ⅲ 2. リスク3:	問題は認められない	
		30. 特定個人情報を入手する際に、情報の安全確保の観点から講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	P17	Ⅲ 2. リスク4:	問題は認められない	
		31. 特定個人情報の入手において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか	P17	Ⅲ 2. その他のリスク	該当なし	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
		32. 宛名システム等において、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		33. 事務で使用するその他のシステムにおいて、特定個人情報が、使用目的を超えて取り扱われないよう、また、評価対象の事務に必要な情報と併せて取り扱われないよう、講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 3. リスク1:	問題は認められない	
		34. 特定個人情報にアクセスする際の認証を行う場合は、特定個人情報にアクセスするユーザの認証方法、なりすましが行われないために講じている対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	
	④ 特定個人情報の使用について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	35. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が正当なユーザであることを確認するための情報の発効・失効の管理について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	特定個人情報の使用について、使用目的を超えて取り扱われないようにするため、税務システム及び国税連携システムでは、税務に関係の無い情報を保有していないことから税務以外の情報との紐付けは行われない仕組みであることを記載している。
		36. アクセス権限の発効・失効の管理を行う者による当該管理の適正性についてチェックをしている内容を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない	また、特定個人情報の使用の記録について、ログイン・ログアウトした記録(ユーザID、日時、選択したオンライン処理)及びサーバへログイン・ログアウトした記録(ユーザID、日時)は5年間保存すること、保存期間経過後は、税務システム管理者の承認を得て破棄すること、定期的にサーバに侵入事跡がないか確認するなど、特定個人情報保護評価に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
		37. 特定個人情報の入手から消去までの各過程において、特定個人情報ファイルの取扱い記録やアクセスの失敗の記録などを残していることを具体的に記載しているか。記録を残していない場合は、残してなくても権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 3. リスク2:	問題は認められない
		38. 従業者が特定個人情報ファイルを事務外で使用しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 3. リスク3:	問題は認められない
		39. 特定個人情報ファイルを取り扱う者が特定個人情報ファイルを不正に複製しないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P18	Ⅲ 3. リスク4:	問題は認められない
		40. 特定個人情報の使用において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P18	Ⅲ 3. その他のリスク	該当なし
		41. 委託先を決定する際に特定個人情報ファイルを適切に取り扱う委託先であることを確認する手続等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P19	Ⅲ 4. 情報管理体制	問題は認められない
		42. 委託先において特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を必要最小限に制限していることを具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P19	Ⅲ 4. 閲覧者の制限	問題は認められない

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
<p>(10) 特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置についての記載は具体的か</p> <p>(11) 記載されたリスクを軽減させるための措置は、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民・住民の信頼の確保という特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p>	<p>⑤ 特定個人情報の委託について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。</p>	<p>43. 委託先における特定個人情報ファイルの取扱いについて記録を残している場合は、その方法や保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は権限のない者による不正な使用を防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P19	Ⅲ 4. 記録	問題は認められない	
		<p>44. 委託に伴う特定個人情報の提供に関するルールを定めている場合、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託先から他者への提供を認めていないことを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P19	Ⅲ 4. 提供ルール	問題は認められない	<p>特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、委託先の特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者を制限するために、委託先と取り交わす契約において「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」の遵守を求め、これらの中で業務従事者の特定や書面での報告及び情報取得の制限を定めるなど具体的に記載している。</p> <p>また、再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保についても、原則として再委託を禁止していること、事前に協議がなされた場合には情報管理体制を含め、再委託の内容や再委託先の妥当性の判断を行った上で承認を行うこと、また、委託先事業者が再委託するときは、再委託先事業者をして個人情報取扱特記事項により委託先事業者が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するなど特定個人情報保護評価の目的に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。</p>
		<p>45. 委託先における特定個人情報の消去のルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。また、委託契約終了後に消去されていることを確認する方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P19	Ⅲ 4. 消去ルール	問題は認められない	
		<p>46. 委託先と締結する委託契約における特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか</p>	P19	Ⅲ 4. 委託契約書中の規定	問題は認められない	
		<p>47. 特定個人情報ファイルの取扱いを再委託している場合、再委託先での適正な取扱いの確保のために講ずべき措置について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。</p>	P19	Ⅲ 4. 再委託	問題は認められない	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所		点検結果	所見
		48. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P19	Ⅲ 4. その他のリスク	該当なし	
		49. 特定個人情報の提供又は移転の記録を残している場合は、その記録の内容や記録方法、保存期間等を具体的に記載しているか。また、記録を残していない場合は特定個人情報が不正に提供又は移転されることを防止できる理由を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P20	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	
	⑥ 特定個人情報の提供・移転について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	50. 特定個人情報の提供・移転に関するルールを定めている場合は、ルールの内容やルール遵守の確認方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか	P20	Ⅲ 5. リスク1:	問題は認められない	特定個人情報の提供・移転について、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するため等の措置として、国税連携システムにより他の都道府県へ特定個人情報を提供する場合は、当該提供の記録をシステム上で管理することを具体的に記載している。
51. 特定個人情報を提供・移転する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するための措置や提供先・移転先における特定個人情報の用途が法令に基づく適切なものであることを確認するための措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P20	Ⅲ 5. リスク2:	問題は認められない	また、国税連携システムにより他の都道府県へ特定個人情報を提供する場合は、システムの仕様上、他都道府県以外に提供できず、また不必要な情報を提供することもできないことがシステム上担保されるなど、特定個人情報保護評価の目的に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。	
52. 誤った特定個人情報を提供・移転することや誤った相手に提供・移転することを防止する措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P20	Ⅲ 5. リスク3:	問題は認められない		
53. 特定個人情報の提供・移転において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。		P20	Ⅲ 5. その他のリスク	該当なし		

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
		54. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、目的外の入手が行われないために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P21	Ⅲ 6. リスク1:	問題は認められない	
		55. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、特定個人情報の安全が保たれない不適切な方法で特定個人情報を入力しないために講じている対策を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P21	Ⅲ 6. リスク2:	問題は認められない	
		56. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力した後、その情報の正確性を保つために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P21	Ⅲ 6. リスク3:	問題は認められない	情報提供ネットワークシステムとの接続により特定個人情報の目的外入手リスクに対する対策として、県税事務の運用措置においては情報連携を認められた業務に従事する者のみに統合宛名システム及び中間サーバーのIDを付与するなどの必要最小限の職員の利用に限っていること、統合宛名システムのソフトウェアや運用における措置として、職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録することで不適切な操作や情報照会などを抑止していること、人事異動や権限変更等が生じた場合は人事情報を適宜反映すること、中間サーバー・ソフトウェアにおける措置として、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する情報照会機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応していること、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻操作内容を記録することで不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑止する職員認証・権限管理機能を備えていることなどリスクを軽減するための講ずべき措置を具体的に記載している。
	⑦ 情報提供ネットワークシステムとの接続について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	57. 情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報を入力する際に、情報漏えいや紛失のリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P22	Ⅲ 6. リスク4:	問題は認められない	
58. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の不正な提供が行われるリスクを軽減するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P23	Ⅲ 6. リスク5:	該当なし	また、入手の際に特定個人情報の漏えい・紛失対策として、統合宛名システムのソフトウェアの措置として、情報照会が完了又は中断した場合には一定期間経過後に当該結果を自動削除すること、中間サーバー・ソフトウェアにおける措置として、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行い、照会者の中間サーバーでしか復号しない仕組みになっていること、一定期間経過後に情報照会結果を自動削除すること、中間サーバー・プラットフォームにおいても中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は高度なセキュリティを維持した総合行政ネットワーク等を利用することなどにより、特定個人情報保護評価の目的に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。	
59. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、特定個人情報の提供方法が不適切とならないよう講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。		P23	Ⅲ 6. リスク6:	該当なし		

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見	
		60. 情報提供ネットワークシステムを通じて提供する際に、誤った特定個人情報を提供することや、誤った相手に提供することを防止するために講じている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P23	Ⅲ 6. リスク7:	該当なし	
		61. 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うリスクについて、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P23	Ⅲ 6. その他のリスク	問題は認められない	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
⑧ 特定個人情報の保管・消去について、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	62. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、行っている物理的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P24	Ⅲ 7. リスク1: ⑤	問題はない	
	63. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐために、行っている技術的な対策について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P20	Ⅲ 7. リスク1: ⑥	問題はない	
	64. 過去3年以内に発生した全ての重大事故の内容、原因、影響、重大事故発生時の対応などについて具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P20	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	特定個人情報の保管・消去について、漏えい・滅失・毀損を防ぐための措置として、税務システムのサーバ及び周辺機器の設置場所は入退室管理を行い、防火設備が整っていること、税務システムのサーバ機器等ラックは耐震措置がなされており、施錠管理していること、税務システムの全てのサーバ機器においては常時給電型無停電装置を設置していること、中間サーバ・プラットフォームにおいても設置場所への入退室管理、有人監視及び施錠管理を行うなどの物理的な対策を具体的に記載している。
	65. 重大事故を受けて策定・実施した再発防止策の内容について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P20	Ⅲ 7. リスク1: ⑨	該当なし	また、技術的対策として、税務システムにおいては、ログインにはIDとパスワードによる認証を必要としていること、税務システムを構成するサーバ及び端末に対し、ウイルス対策ソフトを常時起動しウイルス定義ファイルを最新の状態に更新すること、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じセキュリティパッチの適用を行うこと、サーバへのアクセスに対しては、ファイアウォールで不正アクセスを遮断すると共にプログラムによりアクセス制御していること、中間サーバ・プラットフォームにおいてもUTM等を導入しアクセス制限、侵入検知、侵入防止、ログ解析を行うこと、ウイルス対策ソフトを導入しパターンファイルの更新を行うこと、必要に応じセキュリティパッチの適用を行うこと、特定個人情報保護評価の目的に照らし、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載している。
	66. 死者の個人番号を保管している場合は保管方法を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P20	Ⅲ 7. リスク1: ⑩	問題はない	
	67. 特定個人情報を最新の状態で保管するために、行っている措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P25	Ⅲ 7. リスク2:	問題はない	
	68. 保管期間を経過した特定個人情報を適切な時に安全かつ確実に消去できる手続・体制・手法になっているか等について具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし、妥当なものか。	P25	Ⅲ 7. リスク3:	問題はない	
	69. 特定個人情報の保管・消去において、その他のリスク及びそれらのリスクへの対策についての記載はあるか。	P25	Ⅲ 7. その他のリスク	該当なし	

審査の観点	主な考慮事項	主な考慮事項(細目)	該当箇所	点検結果	所見
	⑩ その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。	—		問題は認められない	山梨県税務システムの運用維持管理業務は外部業者に委託しているが、個人情報の取扱に関して必要な事項については、「個人情報取扱特記事項」及び「情報セキュリティ特記事項」を委託契約に含めて締結し、委託業者に遵守を求めていること、個人情報の大量漏えい等の脅威に対抗するため「税務システムセキュリティ実施手順書」を定め、人的セキュリティ対策、物理的セキュリティ対策、技術的セキュリティ対策及び運用による情報セキュリティ対策を講じるなど、リスクを軽減する為の措置を具体的に記載している。